

文化政策からみた公共図書館の社会的機能

溝 上 智恵子*

A Social Role of Public Library and Cultural Policy

Chieko MIZOUE

The present science and technology accelerates to change of the role of library. Some seek that library would be "electronic library" in the future. However, we should keep two facets of the role of library; electronic library and the library as place. In this article, I would like to examine a social role of public library with a view to cultural policy in Japan.

Key words: public library, cultural policy, history

1 はじめに

科学技術の進展により、図書館の電子図書館化への流れが急速に進んでいる。図書館におけるこうした動きはグローバルなものであり、かつ図書館の種類を問わない。多くの社会事象において「マルチメディアの導入」や「情報化」といった言葉がキーワードになっている現在、図書館関係者もまた、予算獲得の面からも「流れに乗り遅れまい」として、積極的にその推進をはかっている¹⁾。

確かに、高度情報化社会の到来により、資料の電子化が可能となり、例えば古文書・古絵図等のマルチメディアデータベース化、学術雑誌のデータベース化や雑誌の電子ジャーナル化が可能になった。しかしこうした流れは、一方で従来の図書館を不要視する考えと結びつく危険性を有している。曰く、近い将来すべての情報は電子化され、ネットワークを通じてどこからでもその情報を入手することができる。よって、今のような図書館は不要となる、あるいは現在のような紙と電子媒体の並存状態は過渡的なものであり、いずれ前者は後者に駆逐されるという意見である。

この点については、電子化への道をいち早く取り組み始めた北米の図書館現場に身をおくバーゾールが、新しい技術の進展により誕生した電子図書館が、決して従来の図書館に取って代わる存在にはなりえないことを喝破している²⁾。一方が他方を駆逐するのではなく、むしろ両者は並列して存在していくべきものだ

というのである。

バーゾールによれば、電子図書館の必要性は、現在実施されている情報の蓄積・検索の手法がもつ問題点、研究者が図書館に出かけなければならない面倒さ、研究資料数の膨大さ、保管や保存費用の高額化、電子ジャーナルの出現などに起因しているという。これらの要因をまとめると、「情報へのアクセス」面が議論の主たるテーマになっている。よって、電子図書館は研究者には欠かせない存在であり、専門図書館こそが電子図書館化に最適な存在であることがわかる。

情報へのアクセスが正確、迅速かつ容易に行われることは、図書館の使命の一つである。しかし情報へのアクセスのみで、図書館の役割を語ることはできないはずである。さらに専門図書館（大学図書館も含む）のみが図書館ではない。筆者もバーゾールと同様、電子図書館と従来の「場」としての図書館は並存するという立場から、今こそ図書館の社会的機能について議論すべき時期ではないかと考える。

ついでに、本稿では、まずわが国における図書館の現状と歴史を概観した後、図書館の社会的機能を文化政策という視点からとらえなおしてみたいと思う。その際、図書館のなかでも多くの人間が利用する公共図書館を分析の対象として検討していきたい。

2 わが国の公共図書館の現状と歴史

2.1 公共図書館の現状

現在、わが国の図書館は、1950（昭和25）年4月に公布された図書館法によって規定されている。そもそも47（昭和22）年に公布された教育基本法³⁾の精神に基づいて、49（昭和24）年に社会教育法が公布され、こ

原稿受付：平成11年5月21日

*長岡技術科学大学計画・経営系

れにより公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関する運営方針が定められた。その一連の関係法規として図書館法も整備された。よって、後述の戦前における近代図書館整備の歴史からも明らかなように、日本では、図書館は教育を主たる目的とする施設として位置付けられたまま、現在にいたっている。この点が北米の公共図書館と対比した場合、日本の特徴の一つとなっている。

図書館法によると、図書館の目的（同法第2条）は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することとされ、極めて機能主義的定義となっている。

さらに図書館法は、公共図書館を、設置者により公立図書館と私立図書館とに分け、公立図書館では入館料を徴収してはならないとされている（同法第17条）。しかしながら公立図書館を設置・維持するための財政的な裏づけは、法律には明記されていない。

公共図書館の設置者別図書館数は、1997年現在、都道府県立67、市区立1,506、町村立846、広域市町村圏4、私立27の計2,450である³⁾。

図1 公共図書館数の推移（『日本の図書館1998』より）

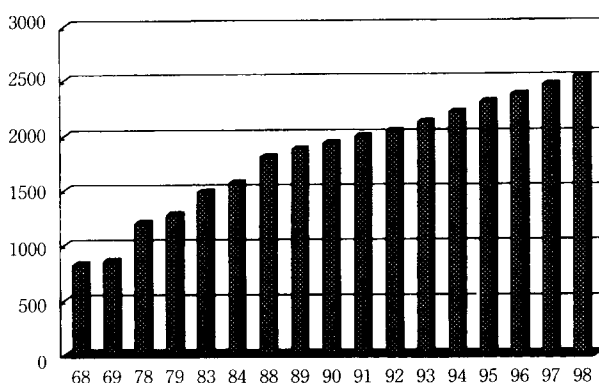


図1⁴⁾が示すように、わが国の公共図書館は、1970年代、80年代にかけて量的な拡大を遂げ、90年代前半に入っても、毎年100館近い伸びを示している。この量的拡大を支えたのが、市区レベルの公共図書館で、現在ではほぼ100%近い設置率となっている。これに対し、80年代後半からは町立の図書館設置が大幅に増加しているとはいえ、町村全体でみれば公立図書館設置率はまだ約3割にすぎない。

このように近年、量的拡大のすすんでいる公共図書館だが、近代図書館はそもそもどのように形成されてきたのであろうか。その歴史を簡単に振り返ってみよう。

2. 2 近代図書館の歴史

近代図書館は、1872（明治5）年文部省が湯島聖堂から神田橋に移転した後を受け、ここ湯島に設けられた官設の図書館「書籍館」を嚆矢とする。近代的教育制度の誕生といわれる学制と同時に、官設の図書館も誕生したわけである。この書籍館は社会的に大きな反響をよび、各地から図書を寄贈するものもあったとされるが、地位は不安定で、早くも74（明治7）年には内務省の所管となり、所蔵資料はすべて浅草に移され、あらたに「浅草文庫」として公開される。が、その後必ずしも順調な発展を遂げたとはいえず、農商務省の所管を経て、太政官文庫（1884（明治17）年開設）へとつながっていく。

一方、文部省も再び湯島に「東京書籍館」を設立（1875（明治8）年）するものの、西南戦争のぼっ発による経費縮減のあおりを受け、東京書籍館は東京府へと移管され、東京府書籍館として発足する。その後、社会情勢が落ち着いたためであろうか、三たび文部省の所管に戻り、名称も東京図書館と改める。この図書館がやがて1897（明治30）年創立の帝国図書館へとつながっていく。

このように明治期前半の図書館のうつりかわりをみると、中央政府が積極的に図書館建設に関与したとは言いがたい。その結果は、当然のことながら図書館の法制化の遅れにもつながっている。前述の学制発布にあたって、そのなかで図書館に関する規定は盛り込まれず、単独の図書館法規としての図書館令が公布されるのは、1909（明治32）年のことである。もちろんこの法令以前にすでに、1900（明治23）年、市町村制が実施された結果、小学校令も改正され、市町村立の図書館設置が認められてはいる。しかし、独立法としての整備はかなり遅れていたと言わざるをえない。

さて、文部省所管の東京図書館とは別に、1887（明治20）年、大日本教育会が、公衆のための図書館をめざして「大日本教育会図書館」を設立した。東京図書館が主に学術参考図書館的機能を有していたのに対し、大日本教育会図書館は公衆のため、すなわち学校教育制度以外の国民教育のために設けられた図書館として機能した。

この大日本教育会とは、全国各地に結成された地方教育会の全国組織だが、下部組織である各地方教育会でも地元において教育会直営の私立図書館を運営、もしくは後援する形で多くの図書館を誕生させている。現在の公立図書館の多くは、こうした教育会系図書館を前身としている⁵⁾。

実際、地方において図書館数が大きくのびるのは、

明治末から大正にかけての時期である。具体的には、日露戦争戦勝記念、あるいは大正天皇即位記念という形で図書館が設立されていく。その際、図書館は国民の社会教育の場として整備が図られている。

一方、法的整備に再び目を転じると、1933（昭和8）年、図書館令が全面的に改正され、1909年の図書館令にはなかった図書館の目的も初めて規定された。すなわちその第1条に

図書館ハ図書記録ノ類ヲ収集保存シテ公衆ノ閲覧ニ供シ其ノ教養及ビ學術ノ研究ニ資スルヲ以テ目的トス

図書館ハ社会教育ニ関シ附帯施設ヲ為スコトヲ得とされ、社会教育の面が明文化されている。さらに同令第2条で、道府県や市町村は「図書館ヲ設置スルコトヲ得」とされ、公立図書館の設置が道府県、市町村の任意設置とされた。このため、財力の乏しい地方自治体における公立図書館の整備は後回しということになってしまったのである。

第2次世界大戦後、国立国会図書館の誕生により、わが国の図書館活動は大きく飛躍する。占領期には、前述の図書館法のみならず、国立国会図書館法や学校図書館法も成立している。こうした動きには日本側の内なる改革要請もあったともいわれるが、やはり占領軍の影響とみることができるだろう。そして公共図書館の世界もまた占領軍による一連の改革のなかで大きく変貌していった。例えば図書館サービス面では、まず、アメリカの図書館方式が導入され、開架式や館外貸出が採用された。さらにレファレンス・サービスが重視され、主題別参考資料室をもつ図書館がようやく登場する¹⁶⁾。

総じてみれば占領期間が終了すると、日本の貧弱な図書館しか残らなかったとも言われるが、少なくとも戦後、例え押しつけであろうと、図書館の社会的あり方が関係者には認識され、それに伴う法整備や司書の養成制度といった枠組みが作り上げられたことは高く評価されるべき点であろう。

こうして枠組みは完成したが、公共図書館のサービス機能の本格的取り組みは、1963年に出された『中小都市における公共図書館の運営』¹⁷⁾（いわゆる「中小レポート」）を契機とする。中小公共図書館こそ公共図書館のすべてであるとし、後の『市民の図書館』¹⁸⁾とあわせて、市民の利用にこたえるべく、個人を対象にした貸出しサービスの充実を公共図書館の中心的役割に位置付けたのである。以後、現在にいたるまで、その役割は不動である。このため公共図書館の活動統計といえば、まず貸出し数の多寡がとりあげられ、登

録人数の多寡が論じられていることになる。

このように日本の公共図書館は、高度経済成長が一段落する1970年代に入ってから、ようやくその質的・量的成長期を迎えたのである。では次に「中小レポート」のテーマである中小都市における公共図書館の現状とその形成過程をみてみよう。ここでは具体的な事例として、新潟県長岡市をとりあげる。

3 長岡における公共図書館の現状と歴史

3.1 長岡の公共図書館

まず長岡市が位置する新潟県の現状をみると、1998年現在で県内の公立図書館数は39、うち市立16、町立14、村立7、組合立1となっている。市の図書館設置率が75.0%、町村では28.3%となっている¹⁹⁾。新潟県全体をみると、市レベルでの図書館が未設置のところもあり、全国平均と比して必ずしも充実しているとは言えない状況にある。

こうした中で、人口約19万人を擁する長岡市に、1987（昭和62）年、長岡市立中央図書館が誕生した。同館やその分館を含め、現在市内には4つの市立図書館が設置されている。

長岡市立中央図書館の蔵書数は334,283冊、館外利用冊数533,043冊と、県内では突出している²⁰⁾。さらに資料費や館外個人貸出しの数値は、全国人口10万人以上20万人未満の都市のなかで高順位をしめ、「関東・甲信越の中で充実度、活動度において『高い』評価」を得たことから、新潟県内にも「水準の高い図書館」が出現したと歓迎されている²¹⁾。

長岡市立中央図書館がこのような実績や評価を確立できた背景には、同市における図書館の長い歩みがある。次に長岡の図書館の歴史をみてみよう。

3.2 長岡における公共図書館の歴史

長岡は、旧長岡藩の幕末期、戊辰戦争に参加し荒廃したため、自力救済は無理とみて、1871（明治4）年の廃藩置県に先立ち前年に廃藩し、柏崎県に編入された。後の1873（明治6）年には新潟県に併合されている。長岡に市制が施行されるのは、日露戦争後の1906（明治39）年4月である。

長岡の図書館として、初めて文部省年報に載っているのは、1905（明治38年）度の「戦勝記念長岡図書館」である²²⁾。前年の1904（明治37）年に、日露戦争戦勝記念として設立されたこの図書館は、図書冊数3,410冊、開館日数364日、閲覧人員4,005人であったという。多くの公共図書館と同様、長岡図書館も戦勝記念とい

う形で創設されている。

しかし、『長岡の教育百年』によれば、長岡における図書館の発足とされるのは、少し遡る。1885（明治18）年、小金井権三郎らが「友共社」という団体を組織し、蔵書の寄贈を受け、各自の書籍も提供して、団体メンバーの長尾平蔵と鶴見保四郎の両宅を2年交代に会場とし、書籍の閲覧を行うこととした。さらに彼らは1894（明治27）年に攻玉館³⁶に場所を移して会員を募り、1人年額50銭の拠出を求めて、新書購入にあてた。これをもって、図書館の発足としている³⁷。

その後、前述の長岡図書館設立に伴い、「友共社」は同図書館に併合され、1909（明治42）年、長岡市教育会が戦勝記念長岡図書館を引き継いで経営することとなり、「長岡図書館」（私立）と改称している。1914（大正3）年の同図書館は、図書冊数9,799冊、開館日数52日、閲覧人員1,960人³⁸で、戦勝記念長岡図書館と較べると、蔵書数こそ約3倍に増えているものの、開館日数も閲覧人数も大幅に減っている。

1914（大正3）年の新潟県会で新潟県立図書館の設置が議決され、翌年4月「明治記念新潟県立図書館」が設置された。これを受けて、新潟県内公立図書館設置の動きが活発化する。もっとも、県内にはすでにいくつかの公立図書館も設置されていた。現存する公立図書館のなかでは、例えば出雲崎町立出雲崎図書館や上越市立高田図書館などをあげることができよう。

一方、長岡では1915（大正4）年10月、市内在住の野本恭八郎が、大正天皇即位に際し「大正記念互尊文庫」を創設し、その経営を長岡市に一任したいと、創設費のみならず維持費も寄附する形で長岡市長に願い出た。長岡市会はこれを承認し、工事に着手するとともに、長岡市教育会は、前述の長岡図書館のすべてを提供し、また多くの寄贈図書もうけて、「大正記念長岡市立互尊文庫」が、1918（大正7）年4月に開館する。その開館時には、蔵書冊数が30,708冊³⁹であったという。翌年の調査によれば、図書冊数33,030冊、閲覧人員27,663人（普通閲覧人員で、この他に児童閲覧人員として2,300人余りが記録されている）⁴⁰。この長岡市立互尊文庫も、他の図書館同様、その主たる利用者は学生であったが、長岡図書館と比較すると、蔵書数や利用者数の著しい違いが目につく。

さらに、1936（昭和11）年には、全国主要市立図書館のうち、閲覧者率（308人強／人口100人）は全国第1位、蔵書冊数率（90冊数弱／人口100人）も第2位であったという盛況ぶりを示している⁴¹。

このように目をひく存在であった互尊文庫は、残念ながら、1945（昭和20）年8月の戦災により一部書庫

の外郭のみを残し全館焼失し、蔵書も灰に帰してしまった。ただし、この「互尊文庫」という名称は残り、1987（昭和62）年に長岡市立中央図書館が開館した後は、分館として現在に至っている。

長岡市の図書館の歴史をみると、日露戦勝記念図書館、教育会が中心となった私立の図書館、そして個人の寄贈とはいえ大正天皇即位記念の図書館といった歩みで形成されており、まさに日本の中小都市における公共図書館の典型的例である。

では次に図書館の機能とは何かといった点について考えてみよう。

4 文化政策の視点からみた図書館の社会的機能

日本の図書館は、社会教育的観点からその存在理由について議論されることが多く、図書館の機能については、実務的側面が強調される傾向が強い。例えば、高山正也が図書館の機能として(1)情報管理機能、(2)調査・研究機能、(3)教育機能、(4)コミュニケーション機能、及び(5)蓄積・保存機能という5つをあげていることにもあらわれている⁴²。加えて最近では、技術革新に伴い、とりわけ図書館の情報提供機能の側面のみが強調されるきらいがある。

しかしながら、公共図書館の役割を考えると、地域住民に対し情報提供することだけで完結するのであろうか。情報提供という側面を強調すればするほど、その行き着く先は、公共図書館は「バーチャル図書館」としてのみ存在すればよいという議論になりかねない。

確かにバーゾールの指摘するとおり、電子図書館か、「場」としての図書館かという2者択一の問題としてとらえるのではなく、両者は並存すべきものではあるが、ではなぜ「場」としての公共図書館が必要なのだろうか。その根拠を明示する必要がある。その際、従来のように社会教育の側面を強調するだけでは不十分で、より新たな視点が不可欠である。そこで、本稿では文化政策からみた公共図書館の社会的機能として、「場」としての公共図書館の存在理由を検討してみた。

4.1 国民のアイデンティティ形成の側面

近代図書館の歩みをみると、他の文化的施設と同様に、国民国家の成立とともに整備が図られてきた経緯がある。

国民国家という制度を成立・維持していくためには、「国民」の育成が欠かせない。その道具立てとして用いられたのが、国語の制定や教育制度の確立等である。

これら諸制度は同時に、自己と他者との違いを人々に植え付ける役割をも果たしつつ、「国民」としての一体感やアイデンティティ形成を行っていったのである。制度が「国民」意識の植えつけを行い、さらにこの意識を促進させたのが、活字媒体であったとされる。ベネディクト・アンダーソンの唱える活字資本主義による「想像の共同体」の考え²³⁾は、明治期の日本人のアイデンティティ形成を考える際にも有効である。例えば日本人としてのアイデンティティが大部分の人々に広まるのは明治中期であり、近代的ナショナリズムと呼べるような集合意識が成立するのは19世紀末だと言われているが²⁴⁾、この時期こそ、学校教育が普及することで、活字媒体が日本に普及していったとみなすことができる。となると、日露戦争後に各地に建てられた公共図書館も、その活動目的に明示せずとも、活字媒体を仲介して、日本人意識の形成に大きな働きをしたとみなすことができるだろう²⁵⁾。すなわち教育制度等が「国民」の育成を直接行ったのに対し、図書館を含む文化施設もまた間接的ながら「国民」意識の形成に寄与していたといえるのではないだろうか。

近代国家成立時には、図書館の社会的機能として、国民のアイデンティティ形成機能が付加されていたとみなすことができる。

4. 2 文化的権利保障の側面

このように「国民」意識の形成は、国民国家の成立時に最も求められるものであり、社会の成熟とともに、図書館も含めた文化施設におけるこうした機能は薄れていく。かわって登場するのが、市民としての文化的権利を保障するための文化施設の機能である。

わが国の公共図書館は、戦後、占領軍主導のもと、アメリカ的な公共図書館へと生まれ変わった。これは、市民の文化的権利の保障という概念が占領軍という外部の力によって社会に導入されたとみなすことができる。もちろん図書館関係者による内部からの改革も存在し、市民社会における公共図書館の在り方が検討され、改革が実行されていく。その代表例が、「中小レポート」である。「中小レポート」で展開された議論は、その後の日本の公共図書館に大きな影響を与えるが、中でも個人への貸出しサービス充実という考えは最も影響の大きかった点である。この考えの背景には、市民の文化的権利を保障するという思想があった。市民の文化的権利を保障するというのが、具体的にどのようなことを指すのかといったことを、明確に示すことができた点においても、この「中小レポート」の果たした役割は高く評価されるべきである。

ところがその一方で、「中小レポート」以後、公共図書館の機能において貸出し機能のみが強調されてしまい、公共図書館を「貸し本屋」としてとらえる恐れが生じてしまった。このことは地方自治体の財政状況が厳しくなると、ただちに十分な予算手当てではできない存在みなされる危険性を生ぜしめたのである。

つまり、図書館を含む公共文化支援のためには、国民・市民の文化的権利保障という観点では、財源獲得に際し十分対抗できないことが明らかになったのである。

4. 3 地域アイデンティティ形成の側面

そこで、財源獲得にも十分対抗できる、社会的機能として、友岡邦之は、ブルデューの「卓越化 distinction」という概念を用いて公共文化支援の理論的枠組みを提案している²⁶⁾。シンボル自体の価値への合意よりもシンボルを提示する際の「理念」への合意が重要だというのである。すなわち洗練された文化的シンボルを提示できる社会に自らが帰属していると認識することで、人々は公的文化支援策に同意しようとしている。

この議論を公共図書館にも用いることが可能である。例えば、公共図書館が収集している地域の貴重な歴史的資料という「シンボル」の意味しているところを正確に理解しているかどうかという点からのみ、公共図書館の存在理由を議論するのではなく、そうした「文化的シンボル」を提示できる社会に帰属していると認識させることも、地域のアイデンティティ育成といった面から重要とみることが可能である。

また図書館存在そのものが地域アイデンティティに重要な役割を果たすこともある。アメリカのニューヨーク市にあるニューヨーク公共図書館を考えてみよう。正面にライオン像がおかれていることで有名なこの図書館は、必ずしも熱心な図書館利用者ではない人々に対しても、間接的に図書館の存在を知らしめるようなシンボルとなっている。ニューヨークの人々にとっては、図書館利用の有無にかかわらず、この図書館がニューヨークのシンボルであることに相違なく、ニューヨークへの愛着心を深めるための作用として機能しているのである。別の例として長岡市の場合を考えてみよう。野本恭八郎という個人の寄付により公共図書館の基礎が作られ、第2次世界大戦時の空襲により、所蔵資料も建物もほぼ灰に帰してしまった。にもかかわらず、「互尊文庫」という名称が現在まで残っているのはなぜか。「文化的シンボル」を提示する社会への帰属認識があるからではないだろうか。

日本が、中央集権的国家から地方分権的国家へ移行

しようとしている現在、まさしく公共図書館の役割も、国民の文化的アイデンティティの育成といった側面から、地域のアイデンティティ育成へと役割を大きく変える必要がある。言い換えると「国民のための図書館」から「地域住民のための図書館」へと脱皮することで、「場としての公共図書館」の存在理由が浮上してくるのではないだろうか。

5 21世紀の公共図書館にむけて

来るべき21世紀にむけて公共図書館が生き残っていくためには、登録者数や貸出し数の統計で活動実績を誇るだけでは不十分である。蔵書を質・量ともに充実すること、また日本国籍を有しない「地域住民」にも十分対応できるサービスの向上がなによりも欠かせない。つまり「日本国民」であるかどうかよりも、地域の住民である以上、図書館利用者として積極的に受入れるための方策を考え、かつ彼らのためのサービスを充実させるべきであろう。

残念ながら、日本では、町村レベルでみると、実は公共図書館設置そのものが十分とはいえない現状にある。さらに、既存の公共図書館が、地域に対するアイデンティティ育成に十分寄与しているかといえば、これも残念ながら現状では不十分と言わざるをえない。だからこそ、公共図書館の役割を社会が軽視する方向に流れてしまうのである。

本稿で検討した公共図書館の社会的機能は、その役割の一部にすぎない。生涯学習の分野において果たす公共図書館の役割は極めて大きいものがある。しかしながら同時に、情報の提供ばかりではない、「場としての公共図書館」が必要であるという理論的根拠に関する議論がないと、図書館は「バーチャル」な存在でよしとされてしまう可能性が高い。来るべき21世紀における公共図書館のあり方を議論している今こそ、その社会的機能についても検討を行うべきである。本稿で検討した枠組みが、その一助となれば幸いである。

- ⁱ 1998年10月27日に答申された生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会の報告書の表題も『図書館の情報化の必要性和その推進方策についてー地域の情報化推進拠点としてー』となっており、官民あげての推進テーマとなっている。
- ⁱⁱ ウィリアム・F・バーゾール、『電子図書館の神話』、勁草書房、1996年
- ⁱⁱⁱ 日本図書館協会、『図書館年鑑1998』、p.260、日本図書館協会、1998年
- ^{iv} 出典：日本図書館協会図書館調査委員会、『日本の図書館統計と名簿1998』、日本図書館協会、1999年
- ^v 東條文規、『図書館の近代』、p.17、ポット出版、1999年
- ^{vi} 草野正名、『三訂図書館の歴史』、p.290、学芸図書、1975年
- ^{vii} 日本図書館協会、『中小都市における公共図書館の運営』、日本図書館協会、1963年
- ^{viii} 日本図書館協会、『市民の図書館』、日本図書館協会、1970年
- ^{ix} 新潟県立図書館、『新潟県の図書館1998』、p.69、新潟県立図書館、1998年。なお、図書館設置率は岩船広域市町村を含めた数字となっている。
- ^x 1997年末現在の数字。新潟県立図書館、『新潟県の図書館1998』、pp.74-76、新潟県立図書館、1998年
- ^{xi} 新潟県立図書館、『新潟県図書館白書1995』、p.4、新潟県立図書館、1995年
- ^{xii} 長岡市、『長岡市史資料編4 近代一』、p.1029、長岡市、1993年
- ^{xiii} 学術研究会場にあてる目的で1884（明治17）年に創立されたもの。結城伴造、『長岡の教育百年』、p.227、野島出版、1969年より
- ^{xiv} 結城伴造、『長岡の教育百年』、p.227、野島出版、1969年
- ^{xv} 長岡市、『長岡市史資料編4 近代一』、p.1030、長岡市、1993年
- ^{xvi} 日本互尊社、『互尊翁』、p.190、日本互尊社、1937年
- ^{xvii} 長岡市、『長岡市史資料編4 近代一』、p.1033、長岡市、1993年
- ^{xviii} 日本互尊社、『天爵尊翁』、p.7-8、日本互尊社、1941年。ただしこれら数字が依拠した文献についてはふれられていない。
- ^{xix} 高山正也、『図書館の機能』、『講座図書館の理論と実践1 図書館概論』、pp.25-40、雄山閣、1996年
- ^{xx} ベネディクト・アンダーソン、『想像の共同体』、リブポート出版、1987年
- ^{xxi} 吉野耕作、『文化ナショナリズムの社会学』、p.38、名古屋大学出版会、1997年
- ^{xxii} 同様な観点から博物館や美術館機能の再考が行われている。例えば溝上智恵子、『文化経済学』第1巻第2号、pp.75-79、文化経済学会、1998年
- ^{xxiii} 友岡邦之、『公共文化構築における卓越化戦略』、pp.19-27、『文化経済学』第1巻第3号、文化経済学会、1999年